

# あすなろ通信

ひとり親家庭の皆さんへ  
母子・父子自立支援員からのおたよりです  
2019.8月号  
第35号



## 水の音に癒しを感じて！

毎日暑い日が続きますがお元気ですか？

夏休みに入り、生活リズムが変わったご家庭もあると思います。ストレスを溜めないよう、よい睡眠をたくさんとって乗り切りましょう。

暑さに辟易する日々のなか、心地よい涼しげな水音を耳にすると、すーっと心が落ち着きます。波の音、小川のせせらぎなど自然界の1/fゆらぎ（エフぶんいちゆらぎ）を聞くと脳内がα波の状態になり、人間の生体にリラクゼーションをもたらすそうです。特に波の音は効果があるとのこと。忙しい一日の終わりに5分でもいいので心地よい香りと共に耳にできる時間がとれると幸せですね。日中、洗濯機の横で何かしながら注水の音を静かに聞いているのもなかなかいいものですよ。（私だけですかね？）

ちなみに人間の声で1/fゆらぎが現れるという歌手は、MISIA、宇多田ヒカル、徳永英明、美空ひばり等、その他森本レオの声とありました。

さて、今回のあすなろ通信はお知らせが満載となりました。8月中の児童扶養手当の現況届は特に大切な手続きです。また、学費の貸付など納入期限に間に合うよう早めの相談と申請をお願いいたします。

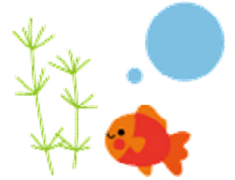
母子・父子自立支援員 佐藤



和光市子どもあんしん部ネウボラ課  
〒351-0192 和光市広沢1-5  
電話 048-424-9140（直通）  
FAX 048-464-1926



## 8月は児童扶養手当の現況届の提出月です！



8月はひとり親家庭にとって大切な現況届の提出月です。

**生活の実態**と**昨年の所得**を**直接お会い**し、確認させていただき支給額を決定します。

子育てとお仕事で忙しいことと思いますが、どうかご理解とご協力をお願いいたします。

**受付期間** 8月1日(木)～8月30日(金)(12日 山の日振替休日除く)

8:30～17:15 (月曜日～金曜日)

8月17日(土) 8:30～12:00

**持ち物**

- ・児童扶養手当証書(肌色の証書)
- ・印鑑  
(送付された封筒の中の「児童扶養手当現況届けに必要な書類」をご確認ください。)
- ・ふるさとハローワークからのアンケート

ネウボラ課 手当医療担当 ☎424-9140

## 児童扶養手当が年6回の支払いになります！

令和元年11月分の児童扶養手当から支払い回数が**奇数月に2か月分ずつ年6回**に変わります。

【現在】

平成29年4月支払				8月支払				12月支払			
H28.12月	H29.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



【変更後】

➡ **奇数月の支払に変更**

平成31年4月支払				8月支払				11月支払		令和2年1月支払		3月支払		
H30.12月	H31.1月	2月	3月	4月	R1.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R2.1月	2月



## 手当医療担当の受付場所が変わりました

令和元年7月からネウボラ課手当医療担当の受付場所が変わりました。

【変更場所】 市役所2階 階段横(右記図参照)

【手当医療担当の主な業務】

児童手当、児童扶養手当、乳幼児・子ども・ひとり親家庭等医療費助成・ひとり親家庭の相談(学費の貸付・ひとり親家庭への支援制度等)

ネウボラ課 手当医療担当 ☎424-9140



## 仕事の相談は市役所6階「和光市ふるさとハローワーク」に！



8月はひとり親パパ・ママお仕事応援キャンペーンを実施しています。

ハローワークと和光市役所が協力し、専任の支援員がきめ細やかな就労支援を行います。収入アップや転職などをお考えの方、お気軽にご相談ください。

- 対象：児童扶養手当を受給されているひとり親家庭の父・母
- 期間：8月1日（木）～8月30日（金）の平日10：00～17：00  
たとえば・・・
  - ・今後のお仕事探しへの心構え・不安解消のためのご相談
  - ・これまでのキャリアを棚卸し、履歴書・職務経歴書の作成等のサポート
  - ・希望される仕事に必要な技術・知識についてのアドバイス、職業訓練などのご案内
- 場所・お問合せ 和光市ふるさとハローワーク（市役所6階）  
就職支援ナビゲーター  
千田 ☎464-8609

（※予約者優先ですので、できるだけ事前予約をお願いします。）

## 資格を取って収入アップ！ 受講費用の60%が給付されます。



自立支援教育訓練給付金事業を利用しよう。（事前相談が必要です。）

ひとり親家庭の父・母の就業を支援するために、講座費用や生活費の一部を助成します。  
（所得制限などの利用条件があります。利用希望の方は早めのご相談をお待ちしています。）

就労に必要な技術や資格を取得するために、教育訓練給付の指定教育講座（パソコン、医療事務、初任者研修）を受講し修了した場合、受講料の一部を支給する制度です。

### 【支給対象】

和光市内に住民登録がある、20歳未満の子を養育するひとり親で下記の要件のいずれにも該当する方

- 児童扶養手当を受けている、または同等の所得水準
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない
- 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、その講座等を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること

### 【対象となる講座】

- 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等
- ※厚生労働省のホームページ「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」をご覧ください。

### 【支給額】

- (1) 雇用保険制度に加入していない方  
受講料の60%（上限200,000円。12,000円を超えない場合は支給はありません。）
  - (2) 雇用保険制度に加入している方（平成29年度より追加）  
(1)に定める額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額。
- ※いずれも修了後の支給となります。



## 大学・短大・専門学校の学費の準備は大丈夫ですか？

現在は学費の捻出ができないから、進学を諦めるという時代ではありません。貸付申請をして進学し、卒業後返済をしながら立派に生活している方々がたくさんいらっしゃいます。学校に合格後に学費を納入する時期をしっかりと確認して、早めの申請をしておきましょう。

※学費の貸付には次の二つの制度が多く利用されています。

### ① 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（相談と申請は早めに！）

貸付の種類：①入学支度金（入学金と施設費等）☐審査に通ると入学前でも入金が可能。

②修学資金（授業料）☐学校に入学(4月)し、在学証明書を提出後に入金

申請方法：和光市役所2F ネウボラ課 母子・父子自立支援員まで

※AO入試や指定校推薦の場合は9月～10月には合格が決まり、学費納入がすぐとなります。審査に時間がかかります(1か月位)ので8月中旬までには申請しましょう。一般入試の方も納入期間に間に合うよう早めの相談をお勧めします。

### ② 日本学生支援機構（高等学校在学中に予約申請を忘れずに！）

貸付の種類：①第1種奨学金（無利息）

②第2種奨学金（利息付）

申請方法：学校を通して2通りの申請方法があります。

#### ①予約申請(進学前の申込み)

高校3年生の夏頃(6月～7月)に在学中で申込みます。

進学先が決まっていなくても申込みができます。

#### ②在学申請(進学後の申込み)

進学後に、進学先の学校に申込みます。第1種奨学金・第2種奨学金とも予約採用を申し込まなかった人や申し込んだけれども採用されなかった人も、申し込むことができます。



※貸付金額等の詳細は日本学生支援機構のホームページにてご確認ください。

## 重要

### 授業料納入は自力での準備が必要です！

※2つの貸付制度の入金時期は入学後、4月以降となります。

指定校推薦やAOで合格した場合、学費（入学金・授業料・施設費等）の納入期限は9～10月中、一般入試では2～3月中となる場合が多いです。その時期にはまだ貸付金は利用できません。

※入学金や施設費は母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の①入学支度金の手続きを早めにおくと期限までの納入が可能です。

※授業料は自力での準備が必要です。



## 未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます。

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、2019年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

【支給要件】次のすべての要件を満たす方が対象です。

①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

②基準日（2019年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方

③基準日（2019年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日（2019年10月31日）の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

【支給額】17,500円

※市では対象と思われる方には、申請書を同封しておりますのでご確認ください。なお、ご自身が対象と思われる方で、申請書が同封されていない方はお問合せください。

ネウボラ課 手当医療担当 ☎424-9140